奈良県ダンススポーツ連盟
２０１７年　７月　８日制定
２０１７年１１月２３日改定
２０１９年　９月　７日改定
２０２１年　９月　５日改定
２０２３年　８月２６日改定

# 諸費用支給に関する内規

（目的）
第１条　この内規は、奈良県ダンススポーツ連盟（以下連盟という）が行う活動（以下連盟活動という）に伴い、それに従事する役員等が必要とする諸費用等（以下、諸費用という）の支給を適切・簡便に行うことを目的とする。

（役員等）
第２条　役員等とは、連盟の理事、監事、顧問、その他連盟の理事会もしくは会長により指名された関係者をいう。

（諸費用）
第３条　諸費用とは、日当、手当、交通費、宿泊費、受講料、教材費、資格維持費、その他理事会が承認した費用等をいう。

（支給）
第４条　諸費用の支給は、必要となる都度会計担当役員に請求し、会計担当役員はこれを確認のうえ行う。

（連盟活動）
第５条　支給の対象となる連盟活動は別表の左欄に掲げるものとする。

（交通費）
第６条　交通費の支給は次による。
（１）公共交通機関を利用した場合は、必要とした運賃等の合計額
（２）自家用自動車を利用した場合は合理的な経路により、公共交通機関を利用したと仮定して算出した金額と駐車施設使用料の合計金額とする。
（３）奈良県下における諸活動に対しては当分の間支給しない。ただし、高速道路等の通行料については、本人からの申告により実費を支給する。

（宿泊費）
第７条　宿泊費は１泊素泊まり８，０００円程度を標準とし、領収書を添付して請求し、実費を支給する。

（日当または手当）
第８条　日当または手当の額は別表右欄に掲げる。
（受講料、教材費、資格維持費等）
第９条　受講料、教材費、資格維持費等の支給は、領収書を添付して請求し、全額を支給する。

（他機関、団体からの諸費用の支給）
第１０条 他の機関、団体等から諸費用の支給があった場合は、それを減じた金額で、請求するものとする。
２．前項の額が負の値になる場合清算は行わない。

（改廃）
第１１条 この内規は、理事会での１／２以上の賛成で改廃することがきる。

付則　第１条　この内規の改定は２０２３年　８月２７日より施行する。

第２条　奈良県ダンススポーツ連盟出張等に関する内規、奈良県ダンススポーツ連盟研修等に関する内規は、廃止する。

別表　連盟活動と日当または手当の額

| 連盟活動 | 日当または手当の額 |
|---|---|
| ダンススポーツ競技会 | ５０００円 |
| ダンススポーツ競技会の設営 | １０００円 |
| 背番号発送準備会 | １０００円 |
| 新春パーティ事前準備会 | １０００円 |
| 理事会 | １０００円<br>ただし、当分の間支給しない |
| 会計監査会 | １０００円 |
| 配布物発送準備会 | １０００円 |
| チェアパーソン、スクルティニア、技術認定員等の資格認定、維持講習受講、 | １０００円 |
| ワールドスタイルダンス講習会、リアルタイムシステム講習会等の連盟を代表しての受講 | １０００円 |
| 指導員講習会ほか、ＪＤＳＦ本部の要請により開催する講習会の運営作業 | １０００円 |
| 講師として参加する、チェアパーソン、スクルティニア、技術認定員、ワールドスタイルダンス、リアルタイムシステムの講習会 | １０００円 |
| 西部ブロック運営会議<br>ＪＤＳＦ本部年度総会<br>正会員および全国加盟団体代表者会議<br>連盟を代表しての他府県行事への出席<br>理事会が承認した県外活動 | 日帰り時１０００円<br>１泊２日２０００円<br>２泊３日３０００円 |
| 連盟のＰＤ部門の活動に対する応援<br>ただし、同一名目について複数回応援した場合、２回目以降の応援に対する日当又は手当については、理事会の承認が必要 | １０００円 |
| その他理事会で決定した事項 | １０００円 |